【文例８】

不本意な配転・出向等に対する異議を留保して赴任する場合の通知書

ポイント

　・労働契約書の内容による異動の範囲か確認し、異動が前提となっている場合には、配置転換等が不当と考えても、従わないでいると解雇等の更なる不利益を受けるおそれがあるため、不本意ながらとりあえず従っていることを通知しておきます。

　・労働契約書で職種や勤務地が限定されていなかったか、契約内容を確認しましょう。

　・使用者が対応しない場合は、交渉することや、法的手続をとることを検討していくことになります。

例文

通知書

　私は、元号○年○月○日、元号○年○月○日付けでの△△支店への転勤命令を受けました。

　しかし、貴社の入社時の説明では、勤務地は○○市内に限ると言われており、転勤はな

いと聞いています。

　また、私の家庭では、常時介護を要する父親を抱えて、家族皆で介護に当たっており、長期に家を空けることはできない事情があることを、上司である××課長にこれまで何度となくお話ししております。

　よって、この命令は不当と考えられ、承服することはできません。

　しかしながら、更なる不利益を避けるために不本意ながら、異議を留保してとりあえず命令先に赴任します。

　直ちに命令を見直し、元の職場に復帰させていただきますよう対応をお願いします。

元号○年○月○日

高知県○○市□□町□□番地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○㊞

高知県□□市□□町

　　株式会社△△

　　　代表取締役　△△　△△　様